

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・ P 重防に入るための歯周病検査はP 混検では不可で、P 基検又はP 精検が必要です。

- ・ 歯髓温存療法 (AIPC) (188 点 病名「C」, 「Pu1」) 又は直接歯髓保護処置 (150 点 病名「C」) と、
う蝕処置の同日算定は可ですが、浸麻の算定は不可です。

- ・ 午前中に抜歯を行い、午後に後出血のため再度来院し浸潤麻酔下にて後出血処置 470 点を算定
した場合、麻酔薬剤料は午前中に用いた麻酔薬剤料と合算した点数で算定する必要はありません。
同日であってもあらためて算定して頂いて差し支えありません。ただし「同日2度来院」の
摘要欄記載をお願いします。

【術口衛1 と術口衛2】 同日算定は不可ですが、同月算定は可です。

	対 象 患 者	算 定 可 能 回 数 ※1
術口衛1 (92 点)	周Ⅰ又は周Ⅱを算定した入院中の患者	周Ⅰ又は周Ⅱの算定月に術前・術後に 1 回ずつ計 2 回まで
	周Ⅲを算定した患者	周Ⅲの算定月に 2 回を限度
術口衛2 (100 点) 「口腔粘膜炎」	周Ⅲを算定して、口腔粘膜保護剤 (エピシル口腔用液 766 点) を使用 した患者	一連の周術期等口腔機能管理を通じて 1 回を限度 ※2 (同月周Ⅲの算定が無くても算定可)

※1：周Ⅲは手術前であれば周Ⅰとの同月算定が可であるため、同月で算定出来る術口衛は1と2
を併せて最大5回まで可能です。

※2：粘膜の状態により、口腔粘膜保護剤を使用する必要がある場合は、特定保険医療材料料
(エピシル口腔用液 766 点) のみの算定は可です。

- ・ 術口衛と同月に、歯清、在口衛、非経口摂取患者口腔粘膜処置の算定は不可です。

- ・ 術口衛と訪衛指の、同日併算定は可です。
ただし、術口衛は処置の為、衛生士単独では算定は不可です。(時間の摘要欄記載の必要なし)